

就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

事業所名	健美道今里																																																																									
人員配置区分	I型(7.5:1) 2. II型(10:1)																																																																									
定員区分	1 20人以下 2 21人以上40人以下 3 41人以上60人以下 4 61人以上80人以下 5 81人以上																																																																									
I 労働時間	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">延べ労働時間数</th> <th colspan="2">延べ利用者数 (雇用契約者数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>4236</td><td>時間</td><td>609</td><td>人</td></tr> <tr><td>5月</td><td>4263</td><td>時間</td><td>644</td><td>人</td></tr> <tr><td>6月</td><td>4191</td><td>時間</td><td>609</td><td>人</td></tr> <tr><td>7月</td><td>4086</td><td>時間</td><td>596</td><td>人</td></tr> <tr><td>8月</td><td>4058</td><td>時間</td><td>598</td><td>人</td></tr> <tr><td>9月</td><td>4357</td><td>時間</td><td>657</td><td>人</td></tr> <tr><td>10月</td><td>4345</td><td>時間</td><td>662</td><td>人</td></tr> <tr><td>11月</td><td>4257</td><td>時間</td><td>657</td><td>人</td></tr> <tr><td>12月</td><td>4195</td><td>時間</td><td>647</td><td>人</td></tr> <tr><td>1月</td><td>4096</td><td>時間</td><td>643</td><td>人</td></tr> <tr><td>2月</td><td>3849</td><td>時間</td><td>580</td><td>人</td></tr> <tr><td>3月</td><td>4556</td><td>時間</td><td>676</td><td>人</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>50492</td><td>時間</td><td>7580</td><td>人</td></tr> </tbody> </table>					延べ労働時間数		延べ利用者数 (雇用契約者数)		4月	4236	時間	609	人	5月	4263	時間	644	人	6月	4191	時間	609	人	7月	4086	時間	596	人	8月	4058	時間	598	人	9月	4357	時間	657	人	10月	4345	時間	662	人	11月	4257	時間	657	人	12月	4195	時間	647	人	1月	4096	時間	643	人	2月	3849	時間	580	人	3月	4556	時間	676	人	合計	50492	時間	7580	人
		延べ労働時間数		延べ利用者数 (雇用契約者数)																																																																						
	4月	4236	時間	609	人																																																																					
	5月	4263	時間	644	人																																																																					
	6月	4191	時間	609	人																																																																					
	7月	4086	時間	596	人																																																																					
	8月	4058	時間	598	人																																																																					
	9月	4357	時間	657	人																																																																					
	10月	4345	時間	662	人																																																																					
	11月	4257	時間	657	人																																																																					
	12月	4195	時間	647	人																																																																					
	1月	4096	時間	643	人																																																																					
	2月	3849	時間	580	人																																																																					
3月	4556	時間	676	人																																																																						
合計	50492	時間	7580	人																																																																						
(評価方法) 前年度において、雇用契約を締結していた利用者の労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した事業所における1日当たりの平均労働時間数によって8段階の評価。																																																																										
令和3年度の報酬の取扱いとして、「平成30年度」「令和元年度」「令和2年度」いずれかの実績で評価																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>1日の平均労働時間が7時間以上</th> <th>80点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満</td><td>70点</td></tr> <tr><td>1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満</td><td>55点</td></tr> <tr><td>1日の平均労働時間が4時間30分以上5時間未満</td><td>45点</td></tr> <tr><td>1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満</td><td>40点</td></tr> <tr><td>1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満</td><td>30点</td></tr> <tr><td>1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満</td><td>20点</td></tr> <tr><td>1日の平均労働時間が2時間未満</td><td>5点</td></tr> </tbody> </table>				1日の平均労働時間が7時間以上	80点	1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	70点	1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	55点	1日の平均労働時間が4時間30分以上5時間未満	45点	1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満	40点	1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	30点	1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	20点	1日の平均労働時間が2時間未満	5点																																																							
1日の平均労働時間が7時間以上	80点																																																																									
1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満	70点																																																																									
1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満	55点																																																																									
1日の平均労働時間が4時間30分以上5時間未満	45点																																																																									
1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満	40点																																																																									
1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満	30点																																																																									
1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満	20点																																																																									
1日の平均労働時間が2時間未満	5点																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>1日の平均労働時間数 (延べ労働時間数÷延べ利用者数)</th> <th>評価点</th> <th>70</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>6.66</td><td>時間</td><td></td></tr> </tbody> </table>				1日の平均労働時間数 (延べ労働時間数÷延べ利用者数)	評価点	70	6.66	時間																																																																		
1日の平均労働時間数 (延べ労働時間数÷延べ利用者数)	評価点	70																																																																								
6.66	時間																																																																									
II 生産活動	<p>(評価方法) 前年度及び前々年度の各年度において生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額(以下、生産活動収支という。)が、利用者に支払う賃金の総額以上であるかによって4段階評価の評価。</p> <p>令和3年度の報酬の取扱いとして、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することを可(その場合、前々年度は「平成30年度」を用いる。)とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支が、それぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上である。</th> <th>40点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賃金の総額以上である。</td><td>25点</td></tr> <tr><td>前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前々年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賃金の総額以上である。</td><td>20点</td></tr> <tr><td>前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上ではない。</td><td>5点</td></tr> </tbody> </table>				前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支が、それぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上である。	40点	前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賃金の総額以上である。	25点	前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前々年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賃金の総額以上である。	20点	前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上ではない。	5点																																																														
	前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支が、それぞれ当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上である。	40点																																																																								
	前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賃金の総額以上である。	25点																																																																								
	前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前々年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賃金の総額以上である。	20点																																																																								
	前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賃金の総額以上ではない。	5点																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価点</th> <th>5</th> </tr> </thead> </table>				評価点	5																																																																					
評価点	5																																																																									

	(評価方法) 任意の5項目について規程等(就業規則その他これに準ずるものに限る。)で定めており、前年度において雇用契約を締結していた利用者の希望により当該5目ごとに評価値を2(実績がない場合は1)として評価(最大10)した上で、その合計に応じて以下3段階項目に係る制度を活用した実績があった場合に、各項の評価。 令和3年度の報酬の取扱いにおいては「令和2年度」の実績で評価。																			
III 多様な働き方	(評価要素) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">5項目選択 評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 免許及び資格の取得の促進並びに検定の受験の勧奨に関する事項</td><td><input type="radio"/> 2</td></tr> <tr> <td>② 当該就労継続支援A型事業所の利用者を、職員(利用者を除く)として登用する制度に係る試験等の手続、対象者の要件及び採用時期に関する事項</td><td><input type="radio"/> 1</td></tr> <tr> <td>③ 在宅勤務に係る労働条件及び服務規律に関する事項</td><td><input type="radio"/> 1</td></tr> <tr> <td>④ フレックスタイム制に係る労働条件に関する事項</td><td><input type="radio"/> 2</td></tr> <tr> <td>⑤ 1日の所定労働時間を短縮するに当たり必要な労働条件に関する事項</td><td><input type="radio"/> 2</td></tr> <tr> <td>⑥ 早出遅出勤務に係る労働条件に関する事項</td><td></td></tr> <tr> <td>⑦ 時間を単位として有給休暇を付与又は計画付与制度の取得に関する事項</td><td></td></tr> <tr> <td>⑧ 従業者が私的に負傷し、又は疾病にかかった場合の療養のための休暇の取得に関する事項</td><td></td></tr> </tbody> </table>	5項目選択 評価点		① 免許及び資格の取得の促進並びに検定の受験の勧奨に関する事項	<input type="radio"/> 2	② 当該就労継続支援A型事業所の利用者を、職員(利用者を除く)として登用する制度に係る試験等の手続、対象者の要件及び採用時期に関する事項	<input type="radio"/> 1	③ 在宅勤務に係る労働条件及び服務規律に関する事項	<input type="radio"/> 1	④ フレックスタイム制に係る労働条件に関する事項	<input type="radio"/> 2	⑤ 1日の所定労働時間を短縮するに当たり必要な労働条件に関する事項	<input type="radio"/> 2	⑥ 早出遅出勤務に係る労働条件に関する事項		⑦ 時間を単位として有給休暇を付与又は計画付与制度の取得に関する事項		⑧ 従業者が私的に負傷し、又は疾病にかかった場合の療養のための休暇の取得に関する事項		8以上の場合:35 点 6又は7の場合:25 点 1以上5以下の場合:15 点
5項目選択 評価点																				
① 免許及び資格の取得の促進並びに検定の受験の勧奨に関する事項	<input type="radio"/> 2																			
② 当該就労継続支援A型事業所の利用者を、職員(利用者を除く)として登用する制度に係る試験等の手続、対象者の要件及び採用時期に関する事項	<input type="radio"/> 1																			
③ 在宅勤務に係る労働条件及び服務規律に関する事項	<input type="radio"/> 1																			
④ フレックスタイム制に係る労働条件に関する事項	<input type="radio"/> 2																			
⑤ 1日の所定労働時間を短縮するに当たり必要な労働条件に関する事項	<input type="radio"/> 2																			
⑥ 早出遅出勤務に係る労働条件に関する事項																				
⑦ 時間を単位として有給休暇を付与又は計画付与制度の取得に関する事項																				
⑧ 従業者が私的に負傷し、又は疾病にかかった場合の療養のための休暇の取得に関する事項																				
		評価点 35																		
IV 支援力向上	(評価方法) 任意の5項目について、各項目の取組実績に応じて別に定める算定方法に従い評価値として各1~2として評価(最大10)した上で、その合計に応じて以下3段階の評価。 令和3年度の報酬の取扱いにおいては「令和2年度」の実績で評価。																			
	(評価要素) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">5項目選択 評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 職員の研修に関する計画に基づく障害者雇用、障害者福祉その他障害者就労に関する外部研修会等の参加又は外部講師による内部研修会の開催状況</td><td><input type="radio"/> 2</td></tr> <tr> <td>② 外部研修会等への講師派遣、学会等での研究発表又は実践報告の実施状況</td><td><input type="radio"/> 2</td></tr> <tr> <td>③ 障害者就労に係る先進的な取組を行う他の事業所等への視察若しくは実習への参加又は他の事業所等からの視察等の受入状況</td><td><input type="radio"/> 1</td></tr> <tr> <td>④ 販路拡大、事業拡大等に向けた展示会への出展、商談会への参加その他生産活動収益の増加に資するビジネスマッチングに係る取組の実施状況</td><td><input type="radio"/> 2</td></tr> <tr> <td>⑤ 昇給、昇格と連動した人事評価制度の整備状況</td><td><input type="radio"/> 2</td></tr> <tr> <td>⑥ 障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修の修了し、利用者の就労又は生産活動等の支援を実施するピアサポートの配置状況</td><td></td></tr> <tr> <td>⑦ 前年度末日から過去3年以内の福祉サービス第三者評価の受審状況</td><td></td></tr> <tr> <td>⑧ 國際標準化機構が制定したマネジメントシステム規格等の認証取得又は更新審査等の受審状況</td><td></td></tr> </tbody> </table>	5項目選択 評価点		① 職員の研修に関する計画に基づく障害者雇用、障害者福祉その他障害者就労に関する外部研修会等の参加又は外部講師による内部研修会の開催状況	<input type="radio"/> 2	② 外部研修会等への講師派遣、学会等での研究発表又は実践報告の実施状況	<input type="radio"/> 2	③ 障害者就労に係る先進的な取組を行う他の事業所等への視察若しくは実習への参加又は他の事業所等からの視察等の受入状況	<input type="radio"/> 1	④ 販路拡大、事業拡大等に向けた展示会への出展、商談会への参加その他生産活動収益の増加に資するビジネスマッチングに係る取組の実施状況	<input type="radio"/> 2	⑤ 昇給、昇格と連動した人事評価制度の整備状況	<input type="radio"/> 2	⑥ 障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修の修了し、利用者の就労又は生産活動等の支援を実施するピアサポートの配置状況		⑦ 前年度末日から過去3年以内の福祉サービス第三者評価の受審状況		⑧ 國際標準化機構が制定したマネジメントシステム規格等の認証取得又は更新審査等の受審状況		8以上の場合:35 点 6又は7の場合:25 点 1以上5以下の場合:15 点
5項目選択 評価点																				
① 職員の研修に関する計画に基づく障害者雇用、障害者福祉その他障害者就労に関する外部研修会等の参加又は外部講師による内部研修会の開催状況	<input type="radio"/> 2																			
② 外部研修会等への講師派遣、学会等での研究発表又は実践報告の実施状況	<input type="radio"/> 2																			
③ 障害者就労に係る先進的な取組を行う他の事業所等への視察若しくは実習への参加又は他の事業所等からの視察等の受入状況	<input type="radio"/> 1																			
④ 販路拡大、事業拡大等に向けた展示会への出展、商談会への参加その他生産活動収益の増加に資するビジネスマッチングに係る取組の実施状況	<input type="radio"/> 2																			
⑤ 昇給、昇格と連動した人事評価制度の整備状況	<input type="radio"/> 2																			
⑥ 障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修の修了し、利用者の就労又は生産活動等の支援を実施するピアサポートの配置状況																				
⑦ 前年度末日から過去3年以内の福祉サービス第三者評価の受審状況																				
⑧ 國際標準化機構が制定したマネジメントシステム規格等の認証取得又は更新審査等の受審状況																				
		評価点 35																		

V 地 域 連 携 活 動	(評価方法) 前年度に実施した地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した取組について、当該取組をまとめた報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表するとともに、当該報告書において連携先である地元企業等から当該取組が地域連携活動である旨の意見又は評価が付されていることをもって評価する。 令和3年度の報酬の取扱いにおいては「令和2年度」の実績で評価。 (評価要素) ・地元企業と連携した高付加価値の商品開発や販売の取組の有無 ・施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した事業や取組	1事例以上ある場合：10点	評 価 点	10
評 価 点 集 計	項目 点数	評価点	評 価 点 合 計	155
	I 労働時間 (5点～80点)	70		
	II 生産活動 (5点～40点)	5		
	III 多様な働き方 (0点～35点)	35		
	IV 支援力向上のための取組 (0点～35点)	35		
	V 地域連携活動 (0点～10点)	10		